

資料編

資料1 光市の都市計画

資料2 策定の経過

資料3 関係要綱及び委員等名簿

資料4 用語解説

「未来の光市」絵画コンクール
まちづくり市民協議会会長賞



「キラキラたのしいひかりし」

三井小学校 1年 前田拓巳さん

資料 1 光市の都市計画

1 都市計画区域

(単位：h a)

区域名等	光地域	大和地域	合 計
行政区域	約 5,985	約 3,209	約 9,194
都市計画区域	約 5,783	約 3,209	約 8,992
周南都市計画区域	約 4,760	—	約 4,760
周南東都市計画区域	約 1,023	約 3,209	約 4,232
都市計画区域外の区域	約 202	—	約 202

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

- 周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 周南東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

3 市街化区域と市街化調整区域との区分

(単位：h a)

区域名	市街化区域	市街化調整区域	合 計
周南都市計画区域	約 1,431	約 3,329	約 4,760
周南東都市計画区域	—	—	約 4,232

4 地域地区

(1) 用途地域

(単位：h a)

種類	周南都市計画区域	周南東都市計画区域
第一種低層住居専用地域	約 125	約 15
第二種低層住居専用地域	—	—
第一種中高層住居専用地域	約 392	約 74
第二種中高層住居専用地域	約 23	—
第一種住居地域	約 312	約 93
第二種住居地域	約 8.0	—
準住居地域	約 34	—
近隣商業地域	約 57	約 7.8
商業地域	約 65	約 8.6
準工業地域	約 96	約 4.0
工業地域	約 16	—
工業専用地域	約 303	—
合計	約 1,431	約 202

(2) 特別用途地区

(単位：h a)

種類	周南都市計画区域	周南東都市計画区域
特別工業地区	約 17	約 4.0

(3) 防火地域及び準防火地域

(単位：h a)

種類	周南都市計画区域	周南東都市計画区域
防火地域	—	—
準防火地域	約 122	約 16

(4) 臨港地区

(単位：h a)

名称	周南都市計画区域	周南東都市計画区域
光臨港地区	約 2.2	—

5 都市計画施設

(1) 道路

(単位：m)

番号	名称	計画延長	改良済み延長
3・3・101	国道188号虹ヶ浜室積線	約 10,650	約 8,250
3・3・102	高洲線	約 900	約 900
3・4・103	虹ヶ丘森ヶ峠線	約 6,270	約 4,390
3・4・104	虹ヶ浜線	約 310	約 310
3・4・105	普賢寺埠頭線	約 1,150	約 1,080
3・4・106	船戸三太線	約 1,000	約 850
3・5・107	島田市島田駅前線	約 4,300	約 2,980
3・5・108	瀬戸風線	約 500	—
3・5・109	流川線	約 670	約 670
3・5・110	花園大平線	約 930	約 490
3・5・111	川園線	約 4,300	約 1,500
3・5・112	原線	約 1,300	約 150
3・5・113	金山線	約 600	約 600
3・5・114	新開神田線	約 1,800	約 1,600
3・5・115	浜線	約 1,630	約 1,630
3・6・116	高洲虹ヶ浜線	約 1,350	約 1,350
3・4・117	花園島田線	約 1,170	約 1,170
3・4・118	浅江花園線	約 280	約 280
3・5・119	泉町花園線	約 310	約 310
合計		約 39,420	約 28,510

(2) 駐車場

(単位：m²)

番号	名称	計画面積	整備済み面積
3	光駅北口自転車駐車場	約 880	約 880
合 計		約 880	約 880

(3) 公園

(単位：h a)

番号	名称	計画面積	整備済み面積
2・2・1	室積市場公園	約 0.43	約 0.43
2・2・2	丸山町公園	約 0.38	約 0.38
2・2・3	わかば公園	約 0.67	約 0.67
2・2・4	今柵公園	約 0.31	約 0.31
2・2・5	花園町公園	約 0.09	約 0.09
2・2・6	宝町公園	約 0.17	約 0.17
2・2・7	虹ヶ浜北公園	約 0.40	約 0.40
2・2・8	浅江公園	約 0.10	約 0.10
2・2・9	池原公園	約 0.10	約 0.10
2・2・10	浴児童公園	約 0.10	約 0.10
3・3・1	虹ヶ丘公園	約 2.2	約 2.2
5・5・1	冠山総合公園	約 23.5	約 12.8
6・5・1	光スポーツ公園	約 15.7	約 15.2
2・2・1	溝呂井街区公園	約 0.28	約 0.28
6・5・1	大和総合運動公園	約 14.2	約 12.3
合 計		約 58.63	約 45.53

(4) 緑地

(単位：h a)

番号	名称	計画面積	整備済み面積
4	西河原緑地	約 0.90	約 0.90
5	庁舎前緑地	約 0.10	約 0.10
9	光つつじ苑	約 0.90	約 0.90
10	虹ヶ浜西緑地	約 1.8	約 1.4
合 計		約 3.7	約 3.3

(5) 墓園

(単位：h a)

番号	名称	計画面積	整備済み面積
8・4・1	西部墓園	約 7.7	約 2.8
合 計		約 7.7	約 2.8

(6) 下水道

(単位：h a)

名称	計画面積	供用面積
周南流域下水道	—	—
光市流域関連公共下水道（光地域）	約 1,105	777.90
光市流域関連公共下水道（大和地域）	約 202	128.12
合 計	約 1,307	906.02

(7) ごみ処理場

(単位：m²)

番号	名称	計画面積	整備済み面積
1	周南東部環境施設組合リサイクルセンター	約 15,000	約 15,000
合 計		約 15,000	約 15,000

※ 平成24年3月31日現在

資料2 策定の経過

本プランは、上位計画である「総合計画後期基本計画」及び本プランと関連の大きい「緑の基本計画」と同時に策定作業を進めました。この過程で、様々な市民参画や計画づくりの啓発の機会を設けました。

1 まちづくり市民協議会

「共創と協働で育む まちづくり」という本市のまちづくりの基本理念を踏まえ、市民の自主、自立を図るとともに、市民と行政との「共創・協働」のまちづくりを推進するため、第3期となる「光市まちづくり市民協議会」を平成22年10月に設置し、プラン策定あたっての協議・検討を行いました。

	開催日	主な内容
第1回	平成22年10月12日	委嘱状交付、計画策定の進め方、意見交換
第2回	平成23年 3月29日	アンケート調査結果の報告、まちづくり・未来ワークショップの報告等
第3回	平成23年 8月 1日	総合計画後期基本計画、都市計画マスタープランについて
第4回	平成23年11月13日	地域別まちづくり・きらめきワークショップ、アンケート調査結果の報告
第5回	平成23年12月22日	総合計画後期基本計画（案）、都市計画マスタープラン（案）、緑の基本計画（案）の中間報告
第6回	平成24年 2月15日	総合計画後期基本計画（案）について
第7回	平成24年 3月15日	都市計画マスタープラン（案）、緑の基本計画（案）について

2 アンケート調査

(1) 市民アンケート調査

「マスタープラン」と「緑の基本計画」の策定にあたり、市民がどのようなまちづくりを望んでいるのかを把握するため、「『都市計画マスタープラン』及び『緑の基本計画』の策定に向けた市民アンケート調査」を行いました。

○ 対象者

住民基本台帳に記載されている満16歳以上の人から無作為に抽出した2,000人（基準日：平成22年9月20日）

○ 調査方法

郵送による配布・回収（無記名回答方式）

○ 調査期間

平成22年10月18日から平成22年10月31日まで

○ 回収状況

配布数	有効配布数①	回収数②	回収率②／①
2,000票	1,990票	980票	49.2%

(2) 中学生アンケート調査

20年後の光市を担う中学生がどのようなまちづくりを望んでいるのかを把握するため、「20年後の『まちづくり』に向けた中学生アンケート調査」を行いました。

○ 対象者

本市に在住する中学2年生 496人

○ 調査方法

各学校を通じた配布・回収（無記名回答方式）

○ 調査期間

平成22年12月から平成23年1月まで

3 ワークショップ

(1) まちづくり・未来ワークショップ

多くの市民と未来のまちづくりを考え、さまざまな夢やアイデアを十分に反映できる計画づくりを行うため、平成22年10月から平成23年2月にかけて「まちづくり・未来ワークショップ」を4回開催し、住環境づくりや防災まちづくり、緑のまちづくり、景観まちづくりをテーマに意見を出し合いました。

ワークショップには、まちづくり市民協議会委員と公募に応じた市民、合わせて43人が参加しました。

	開催日	主な内容
第1回	平成22年10月23日	まちの弱みと強みを出し合おう
第2回	平成22年11月13日	光市の重点施策と役割分担をしよう
第3回	平成23年 1月22日	「まちの問題・お宝マップ」を作ろう
第4回	平成23年 2月19日	まち育て作戦会議

(2) 地域別まちづくり・きらめきワークショップ

地域ごとの目標や方向性の取りまとめにあたり、各地域の課題や特性を発見し、市民とともにきらめく地域を創造するため、市域を東部（岩田・三輪・塩田・東荷・岩田立野）、西部（浅江・島田）、南部（室積・光井）、北部（三井・周防・上島田）の4地域に分け、平成23年4月から平成23年8月にかけて「地域別まちづくり・きらめきワークショップ」を各地域4回、計16回開催し、住環境・防災・緑・景観などをテーマに意見を出し合いました。

地域別ワークショップには、まちづくり市民協議会委員のほか、公募に応じた市民など合わせて84人が参加しました。

	開催日	主な内容
第1回	平成23年4月21日～ 4月27日	地域別まちづくりカルテをつくろう
第2回	平成23年5月19日～ 5月25日	地域の処方箋と共通目標を考えよう
第3回	平成23年6月28日～ 7月1日	地域の元気づくりマップをつくろう
第4回	平成23年7月21日～ 8月10日	重要テーマと地域別まちづくりプラン

4 職員ワーキングチーム

中堅職員によるワーキングチームを設置し、庁内横断的な協議、検討を行いました。

5 意見募集（パブリックコメント）

立案過程における市民参画を進め、市民の意見・提言をより反映させたプランとするため、パブリックコメント制度を活用し、プラン（案）を公表して意見を募集しました。

○ 募集期間

平成23年12月25日から平成24年1月25日まで

○ 公表場所

窓口16箇所及び市ホームページ

本庁（企画広報課、情報公開総合窓口）、大和支所、総合福祉センター、地域づくり支援センター、出張所及び公民館（島田公民館を除く）

○ 応募件数

4件（1人）

6 その他の取組み

(1) まちづくり・フォトコレクション「未来に伝えたい風景」

自分たちの「まち」や身近な「ひと」など、ふるさとの素晴らしさを再発見し、将来のまちづくりへとつなげていくため、「未来に伝えたい風景」の写真を募集しました。

○ テーマ

「やさしさ」があふれ「しあわせ」を感じる「未来に伝えたい風景」

○ 募集期間

平成22年12月25日から平成23年12月31日まで

○ 対象者

光市在住者又は市内に通勤・通学等する人

○ 応募点数

68点（一般の部45点、カメラ付き携帯電話の部23点）

(2) 「未来の光市」絵画コンクール

計画づくりに将来を担う児童・生徒の参画を得るとともに、絵画を通して自分たちのまちの未来を考える機会とするため、「未来の光市」をテーマに絵画作品を募集しました。

○ テーマ

「未来の光市」

○ 募集期間

平成23年7月から平成23年9月まで

○ 対象者

市内の小・中学生

○ 応募点数

377点

資料3 関係要綱及び委員等名簿

光市まちづくり市民協議会設置要綱（平成17年4月1日光市告示第75号）

（設置）

第1条 「市民とともに歩むパートナーシップのまちづくり」の理念を踏まえ、市民の自主、自立を図るとともに市民と行政との「共創・協働」のまちづくりを推進するため、光市まちづくり市民協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1）まちづくり全般について意見を述べ、助言すること。
- （2）光市総合計画の策定及び新市建設計画の進捗に関し、協議すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める議題について協議すること。

（委員）

第3条 協議会は、50人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）各界の有識者
- （2）市民活動の実践者
- （3）公募により選出された者
- （4）その他市長が特に必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、3年を超えない範囲で市長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、市長の求めにより会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議には、委員のほか必要に応じて会長が認める者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 会議は、公開するものとする。

(専門部会)

第7条 協議会は、特定の事項を協議するため、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、政策企画部企画広報課において処理する。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第2号及び第3号の規定により協議等を行うときは、当該議題を所掌する部署が会議の運営を行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

まちづくり市民協議会委員

(任期：平成22年10月12日～平成24年3月31日)

氏名	所属等
石川 博之	青少年ボランティア育成協議会企画実行委員会副委員長
市川 チヅ子	NPO法人 ひかりクラブ理事
◎ 市来 健之助	人権擁護委員
岩佐 光恵	NPO法人 虹のかけ橋理事長
上野 由香	光市小中学校PTA連合会副会長
植村 芳弘	快適環境づくり推進協議会会長・前まちづくり市民協議会会長
梅本 玲子	広報ひかり 市民特派員
小田 隆紹	男女共同参画推進ネットワーク委員
河村 聡子	母子保健推進員
川村 由美子	食生活改善推進員
櫻井 真由美	山口県建築士会光支部理事
笹村 達夫	農業経営者
高村 義則	ボーイスカウト光第2団カブスカウト隊隊長
小林 久美	NPO法人 劇団たね蒔く人たち理事
田中 陽三	みんなで虹ヶ浜を楽しむ会代表
内藤 和子	都市計画審議会委員
長尾 隆	和楽輪楽一座団員
中村 修一	周防柱松保存会会長
廣政 晴美	主任児童委員
藤本 民子	室積山車保存会副会長
光井 秀樹	光商工会議所青年部副会長
宮原 博美	全日本写真連盟光支部顧問
棟近 俊彦	都市計画審議会会長
柳原 次男	光市造園協同組合代表理事
山下 千佳子	語りの会ひかり代表
○ 吉廣 幸江	環境審議会委員
魚本 宏夫	公募
川本 浅夫	〃
楠田 賢一	〃
齋藤 まゆみ	〃
城 彦二郎	〃
田嶋 義介	〃
田沼 一彦	〃
堀江 靖孝	〃

◎：会長、○：副会長

(所属等は委嘱時)

ワークショップ参加者

○「まちづくり・未来ワークショップ」参加者

氏名	備考
青木 哲也	公募
加藤田 清登	〃
末岡 美由紀	〃
仲山 哲男	〃
福田 雅士	〃
藤田 美代子	〃
守末 道代	〃
山本 善彦	〃
吉 廣 悟	〃

(まちづくり市民協議会委員は省略)

○ 「地域別まちづくり・きらめきワークショップ」参加者

□ 東部地域

氏名	備考
寺崎 益 朗	岩田駅周辺整備市民検討会議会長
竹内 一	岩田駅周辺整備市民検討会議委員
轟 紀 子	〃
岩神 幸 二	地域代表（岩田・三輪地区）
堀尾 毅	〃
山下 瑞 穂	〃
岡田 すみ代	地域代表（塩田地区）
神田 英 俊	〃
家永 晴 夫	地域代表（東荷地区）
秋山 孝	〃
岩竹 辰 雄	公募

□ 西部地域

氏名	備考
金森 豊	地域代表（浅江地区）
河埜 正 男	〃
末岡 誠	〃
中村 逸 也	〃
仁藤 行 正	〃
福森 宏 昌	〃
秦 辰 也	地域代表（島田地区）
田原 三 郎	〃
見村 興 哉	〃
見村 美津子	〃
山本 俊 男	地域代表（中島田地区）
瀬山 匡 之	〃
兼清 公 英	公募

□ 南部地域

氏名	備考
澤井政一	(仮称)室積コミュニティセンター市民検討会議会長
柏谷昌宏	(仮称)室積コミュニティセンター市民検討会議副会長
岩本政幸	(仮称)室積コミュニティセンター市民検討会議委員
小西義人	〃
室本定男	〃
青木千歳	地域代表(室積地区)
小野彰三	〃
富谷英司	〃
松岡栄	〃
大嶋浩一	地域代表(伊保木地区)
石井京子	地域代表(光井地区)
田村文代	〃
山根武	〃
村元友子	〃
末岡美由紀	公募
仲山哲男	〃

□ 北部地域

氏名	備考
尾崎佳正	地域代表(三島地区)
田中道子	〃
福原宏子	〃
松本年正	〃
田中和子	地域代表(周防地区)
田中忠	〃
田中秀一	〃
有延博之	公募
桑原芳晴	〃
守末道代	〃
山本善彦	〃

(いずれの地域もまちづくり市民協議会委員は省略)

光市総合計画後期基本計画・都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定ワーキングチーム設置要綱（平成23年1月25日光市訓令第1号）

（設置）

第1条 光市総合計画後期基本計画、光市の都市計画に関する基本的な方針及び光市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「各計画」という。）の策定に当たり、部局横断的な協議、検討及び立案を図るため、光市プロジェクトチーム設置規程（平成16年光市訓令第1号）に基づき光市総合計画後期基本計画・都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定ワーキングチーム（以下「チーム」という。）を設置する。

（職務）

第2条 チームの職務は、各計画に掲げる具体的な取組に関し、協議し、提言し、及び提案することとする。

（構成）

第3条 チームは、30人以内の構成員（以下「メンバー」という。）をもって組織する。

2 メンバーは、市長が任命する。

3 チームにチーフ及びサブチーフ各1人を置き、チーフは、チームの会務を総括し、サブチーフは、チーフを補佐し、チーフに事故があるとき等は、その職務を代理する。

4 チーフ及びサブチーフは、メンバーの互選によりこれを定める。

（設置期間及び任期）

第4条 チームの設置期間は、平成24年3月31日までとする。

2 メンバーの任期は、チームの設置期間とする。

（会議）

第5条 チームの会議（以下「会議」という。）は、政策企画部長の求めに応じてチーフが招集する。

2 会議の議長は、チーフをもって充てる。

3 会議には、メンバーのほか必要に応じてチーフが認める者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 チームの庶務は、政策企画部企画広報課及び建設部都市整備課において行う。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、チーフが別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年1月28日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この訓令の施行後、最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、政策企画部長が招集する。

(失効)

3 この訓令は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

ワーキングチームメンバー

	氏名	所属
	山岡 幸治	政策企画部財政課
	益田 圭一	政策企画部行政改革推進室
	縄田 光洋	総務部総務課
◎	小野 賢治	総務部情報推進課
	小熊 俊宏	市民部市民課
	古田 壮史	市民部税務課
	海老本 麻紀	市民部生活安全課
	中原 陽子	大和支所住民福祉課
	小枝 淳志	環境部環境政策課
	梅本 修	環境部環境事業課
	国光 博己	環境部下水道課
	中田 博行	福祉保健部社会福祉課
○	志熊 裕子	福祉保健部介護保険課
	吉永 晋太郎	福祉保健部子ども家庭課
	田中 満喜	福祉保健部健康増進課
	杉本 崇	経済部農業耕地課
	山口 正人	経済部水産林業課
	松尾 真	経済部商工観光課
	周田 義之	建設部土木課
	沖本 俊幸	建設部建築住宅課
	石田 真由美	会計課
	森下 真由美	教育委員会教育総務課
	河本 政之	教育委員会学校教育課
	西 優	教育委員会文化・生涯学習課
	棟近 法之	消防本部総務課
	中西 伸	水道局業務課
	中本 信一	病院局管理部経営企画課

◎：チーフ、○：サブチーフ

(所属は任命時)

資料4 用語解説

見出し	語句	解説
あ行	<p>アダプト・プログラム（里親制度）</p> <p>インフラ</p> <p>オープンスペース</p> <p>温室効果ガス</p>	<p>アダプト（adopt）とは、英語で「（養子として）引き受ける」という意味。道路や公園、河川などの公共空間を市民の手で掃除や花壇（植栽）の手入れなどの緑化・美化活動を行うこと。</p> <p>インフラストラクチャー「infrastructure」の略で、上下水道や道路などの社会基盤のこと。</p> <p>公園・緑地、広場、河川、農地など建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地などのうち、道路用地、鉄軌道用地などの交通用地を除いたものを総称している。</p> <p>大気中の二酸化炭素やメタンなど、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きのあるガスのこと。</p>
か行	<p>街区公園</p> <p>開発行為</p> <p>環境基本条例</p> <p>環境保全地域</p> <p>協働</p> <p>近隣公園</p>	<p>主として街区内に居住する者の利用に供することを目的として設置される都市公園。</p> <p>主として建築物の建築等の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更。民間事業者が行う団地造成などが該当する。</p> <p>環境の保全、創造及び再生についての基本理念を定め、市民との協働により環境自治体の実現を目指すことを目的に、平成19年4月に施行した「光市環境基本条例」のこと。</p> <p>環境基本条例の規定により、自然環境の保全を図るため特に必要があると認めるときに所有者等の同意を得て指定する地域。原生自然環境保全地域と自然環境保全地域がある。</p> <p>自立した対等な立場のもの同士が、各々の異なる知識や資源を持ち寄って共通の目的のために働くこと。</p> <p>主として近隣に居住する者の利用に供することを目的として設置される都市公園。</p>

見出し	語句	解説
か行	景観計画	景観法の規定により策定することができる「良好な景観の形成に関する計画」のこと。計画の対象となる景観計画区域を設定し、区域内での良好な景観の形成に関する方針や行為の制限に関する事項を定めることができる。
	景観条例	良好な景観の形成についての基本理念を定め、市民等との協働により良好な景観の形成に関する施策を展開し、魅力的なまちづくりを推進することを目的に、平成22年4月に施行した「光市景観条例」のこと。
	減災	防災が「災害を防ぐ」ことを意味するのに対し、減災は「被害を少なくする」という意味。
	コミュニティバス	地域住民の利便向上などのため一定地域内を運行するバスで、車両仕様、運賃、ダイヤ、バス停位置などを工夫したバスサービス。
さ行	市街化区域	既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
	市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。
	自然エネルギー	風力、バイオマス、太陽光、小中水力、地熱等の再生可能なエネルギー。
	自然公園区域	優れた自然の風景地を保護し生物の多様性の確保等に寄与するため、自然公園法の規定により指定された国立公園、国定公園、県立自然公園の区域のこと（本市内には、国定公園はない）。土地利用に制限が課されており、特別地域、普通地域に区分される。
	人口集中地区（D I D）	国勢調査による人口密度が4,000人/km ² 以上の基本単位区が互いに隣接して、5,000人以上となる地区のこと。Densely Inhabited Districtの頭文字から「D I D（ディーアイディー）」と呼ばれることが多い。

見出し	語句	解説
さ行	線引き	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるとき、都市計画区域に市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）を定めること。区域区分を定めていない都市計画区域を非線引き都市計画区域という。
た行	多自然川づくり	<p>河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと</p> <p>地域高規格道路</p> <p>高速自動車道などの高規格幹線道路と一体となって地域構造を強化するために整備する道路。</p> <p>地区計画</p> <p>都市における良好な市街地環境の形成や保全を図るため策定する計画。建築物の用途、形態などに関する制限や道路、公園等の配置について、一定の地区内を対象に地区の特性に応じてきめ細かく定めることができる。</p> <p>超高齢社会</p> <p>高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）が21%を超える社会のこと。</p> <p>長寿命化計画</p> <p>施設の延命化、維持管理コストの低減及び施設更新時期の平準化を図るために施設の重要性や健全度を考慮し「予防保全」と「事後保全」などメリハリのある維持管理を行うこと。</p> <p>特定用途制限地域</p> <p>用途地域が定められていない地域（市街化調整区域を除く。）において、良好な環境の形成や保持のため、特定の建築物などの建築を制限する地域。</p> <p>特別用途地区</p> <p>用途地域内の一定の地区において、当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護等特別の目的の実現を図るため、用途地域の指定を補完して定める地区。</p> <p>都市計画区域</p> <p>一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要があるため、県が指定する区域。</p>

見出し	語句	解説
た行	都市計画提案制度	土地所有者やまちづくりNPO法人、一定の開発事業者等が、都市計画区域内の一定面積以上の一体的な区域について、土地所有者等の3分の2以上の同意を得た上で、県又は市町村に対し都市計画の決定や変更の提案をすることができる制度。
	都市計画に関する基礎調査	都市計画区域を対象におおむね5年ごとに県が行う調査。人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用の状況などについて、現況及び将来の見通しを調査する。
	都市公園	地方公共団体が設置する公園や緑地で、設置や管理に関する一定の基準等が定められているもの。街区公園、近隣公園、運動公園、総合公園などに分類される。
	土地区画整理事業	道路、公園など公共施設の整備改善と宅地の利用の増進を図るため、土地の区画形質の変更を一体的に行う事業。
な行	農業振興地域	一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域で一定の要件を備えるものについて県が指定する地域。
	農地転用	農地（耕作の目的に供される土地）を住宅用地や工場用地、道路、山林など農地以外のものに転換すること。
	農用地区域	農業振興地域内の土地で、農業上の利用を行うものとして指定された集団的農用地などの区域。
は行	パークアンドライド	自宅から最寄りの駅まで自動車で移動して駅に近接する駐車場に駐車し、公共交通機関（主に鉄道）に乗り換えて通勤等すること。
	ハザードマップ	自然災害の危険箇所や避難場所を地図上に示したもの。洪水ハザードマップや高潮ハザードマップなど、災害の種別に応じて作成されることが多い。

見出し	語句	解説
は行	バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障害、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方。
ま行	密集市街地 モビリティ・マネジメント	道路などの公共施設が十分整備されていない地区で木造の建築物が立ち並んだ地区。 過度に自動車に依存した生活から、一人ひとりが公共に配慮して移動する生活へ、行動の変化を期待するコミュニケーションを中心とした交通政策のこと。
や行	ユニバーサルデザイン 用途地域	子どもから高齢者、性別、国籍、人種、障害の有無等にかかわらず、全ての人々が使いやすい施設や製品、情報を設計する考え方、また全ての人々が使える都市や生活環境を計画する考え方。 都市の状況及び将来像を勘案した上で、都市内における住居、商業、工業その他の用途を適切に配分することにより、機能的な都市活動の推進及び良好な都市環境の形成を図るため、区分を定めた地域。
ら行	流域下水道	二以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、終末処理場を有するもの。
わ行	ワークショップ	参加者が専門家の助言を得ながら、問題解決のために行う研究集会や参加者が自主的活動方式で行う講習会。例えば、地域づくり活動において、参加者自身が地域の課題を把握、共有化した上で地域の将来像を話し合い、出された意見をグループごとに取りまとめて発表するなど、意見聴取や意見集約を図る手法。

まちづくり・フォトコレクション「未来に伝えたい風景」
カメラ付き携帯電話の部 入賞



「手をつないで」（撮影場所：象鼻ヶ岬）

中村千寿さん